

上海市商委等8部門により、「上海市における多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する規定」を公布 ～補助金給付、資金管理等奨励措置を明確に

トランザクションバンキング部
中国調査室

2012年8月8日付で、上海市人民政府弁公庁による「上海市人民政府弁公庁による転発：市商務委等8部門による『上海市多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する規定』の実施意見に関する通知」（以下、滬府弁発[2012]51号と略称）が公布されました。滬府弁発[2012]51号は印刷日の2012年7月28日より施行しており、有効期間は2017年6月30日までとなっています。滬府弁発[2012]51号は2011年12月に公布された「上海市多国籍企業地域本部の設立奨励に関する規定」（以下、滬府発[2011]98号と略称）の実施細則に位置づけられるものであります。

2002年7月に、上海市政府は多国籍地域本部を誘致するため、「上海市における多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する暫定規定」（滬府発[2002]24号）を公布しており、多国籍企業地域本部の奨励政策の試行を開始しました。その後も上海市政府は地域本部の誘致に注力しつつあり、一連の地域本部の奨励政策を公布し、施行していました（詳細は【表1】をご参照ください）。現時点でまだ有効となっているのは滬府発[2011]98号と滬府弁発[2012]51号であります。

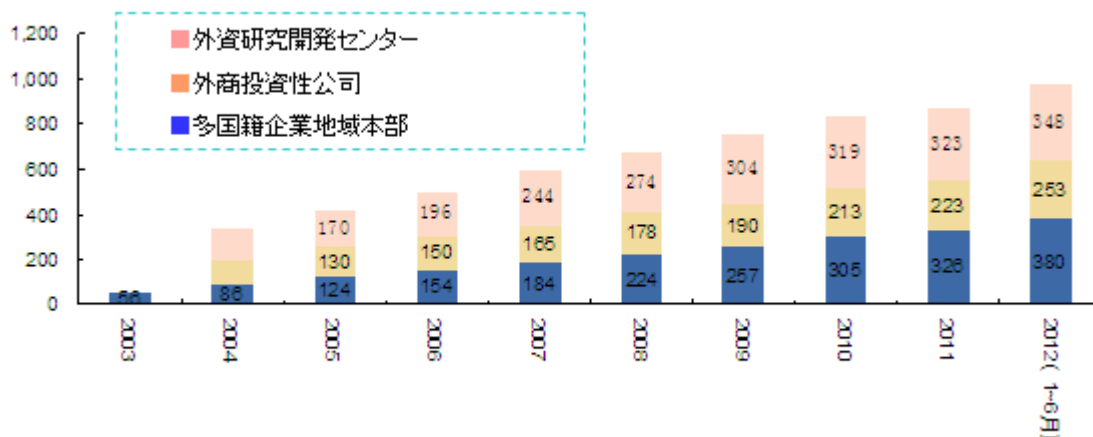
【表1】上海市政府により公布された地域本部関連政策一覧

公布日	文書コード	規定	有効
2002年7月	滬府発[2002]24号	「上海市における多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する暫定規定」	×
2003年8月	滬経貿審批[2003]823号	「『上海市における外国多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する暫定規定』の若干執行意見」	×
2008年8月	滬府発[2008]28号	「上海市における多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する規定」	×
2008年11月15日	滬府弁発[2008]50号	「『上海市における多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する規定』の若干執行意見」	×
2011年12月	滬府発[2011]98号	「上海市における多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する規定」	○
2012年7月28日	滬府弁発[2012]51	「『上海市多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する規定』の実施意見に関する通知」	○

更新

過去10年間に上海市における地域本部の設立数は年々増えており、上海市商務委員会の公表データによりますと、2012年6月末時点で、すでに380社の地域本部が上海で設置されました。

【図1】上海市における地域本部設立状況（2002年～2012年6月）



（上海商務委員会の公表資料に基づき、当行中国調査室作成）

2011年12月に公布された滬府発[2011]98号は、地域本部の定義、適用範囲、認定条件、審査認可、業務範囲のほか、奨励措置の基本方針も規定しました。滬府弁発[2012]51号は、その奨励措置を補助金支給、資金管理、人員移動、通関利便化等の面から更に具体化しました。

以下、滬府弁発[2012]51号の主要内容について紹介させていただきます。

◇補助金及び奨励金の給付

滬府発[2011]98号では、①新規に設立された投資性会社と管理性会社が地域本部に認定される場合、②地域本部が経営管理、資金管理等総合的な運営機能を持ち、経済発展に顕著な貢献を与え、且つ良好的な収益を取得する場合、③多国籍企業がアジア地区地域本部を設立する場合につき、それぞれ補助金を給付すると規定しています。補助金の給付条件、金額と方式については、以下の通り、明確化しました。

① 地域本部設立補助金と賃貸補助金の給付

【表2】 地域本部に対する補助金給付基準

項目	滬府発[2011]98号	滬府弁発[2012]51号
設立補助金	新規に設立された投資性会社と管理性会社が地域本部として認定された場合、関連規定に基づき、	<p>■ 給付条件:</p> <p>①投資性会社の形式で設立された地域本部であること</p> <p>②2008年7月7日以降に上海市で登録もしくは転入したこと</p> <p>③従業員数が10人以上であること</p> <p>■ 給付金額: 500万元補助金</p> <p>■ 給付方式: 上海市で登録または転入した翌年度から、3年に分けて40%、30%、30%の比率に基づき給付</p>

<p>オフィス賃貸補助金</p>	<p>設立補助金と賃貸補助金を取得できる。</p>	<p>■ 給付条件: ① 多国籍企業地域本部であること ② 2008年7月7日以降に上海市で登録もしくは転入したこと ③ 従業員数が10人以上であること ④ 自社用オフィスであり、補助金を受ける期間中、賃貸・転貸し、オフィス以外の用途変更などの行為がないこと ■ 給付金額: オフィス面積が1,000㎡以内、1㎡につき8元/日を超えない基準で、毎年賃貸料の30%を補助 ■ 給付方式: 3年間給付</p>
<p>オフィス購入補助金</p>		<p>■ 給付条件: ① 多国籍企業地域本部であること ② 2008年7月7日以降に上海市で登録もしくは転入したこと ③ 従業員数が10人以上であること ④ 自社用オフィスであり、補助金を受ける期間中、賃貸・転貸し、オフィス以外の用途変更などの行為がないこと ■ 補助金給付金額: 賃貸補助金と同じ基準で3年分の補助金を給付 ■ 給付方式: 一括給付</p>

(滬府発[2011]98号と滬府弁発[2012]51号を基に当行中国調査室整理)

② 既存多国籍企業地域本部への補助金給付

(認定年度から年間売上高が一定金額を超えた場合の補助金給付)

【表3】 既存地域本部に対する補助金給付

項目	滬府発[2011]98号	滬府弁発[2012]51号
<p>国家級多国籍企業地域本部</p>	<p>地域本部が経営管理、研究開発、購入、販売、物流と支持サービス等総合性の運営機能を持ち、且つ</p>	<p>■ 給付条件: 以下①または②のいずれかの条件を満たす場合 ① 2008年7月7日以後国家級多国籍企業地域本部と認定され、且つ認定年度からの年間売上高が初めて10億元を超えた投資性公司; ② 2008年7月7日以前に国家級多国籍企業地域本部と認定され、且つ2008年から年間売上高が初めて10億元を超えた投資性公司 ■ 給付金額: 1,000万元補助金 ■ 給付方式: 3年に分けて40%、30%、30%の比率に基づいて給付</p>
<p>管理性公司地域本部</p>	<p>経済発展に顕著な貢献をし、良好な収益を取得した場合、関連規定に基づき、奨励を取得することができる。</p>	<p>■ 給付条件: 以下①または②のいずれかの条件を満たす場合 ① 2008年7月7日以降に管理性会社地域本部と認定され、且つ認定年度からの年間売上高が初めて5億元を超えた会社 ② 2008年7月7日以前に管理性会社地域本部と認定され、且つ2008年から年間売上高が初めて5億元を超えた会社 ■ 給付金額: 500万元補助金 ■ 給付方式: 3年に分けて40%、30%、30%の比率に基づいて給付</p>
<p>投資性公司地域本部</p>		<p>■ 給付条件: 以下①または②のいずれかの条件を満たす場合 ① 2012年1月1日以降に投資性公司地域本部と認定され、且つ認定年度からの年間売上高が初めて10億元を超えた会社 ② 2012年1月1日以前に投資性公司地域本部と認定され、且つ2012年から年間売上高が初めて10億元を超えた会社 ■ 給付金額: 500万元補助金 ■ 給付方式: 3年に分けて40%、30%、30%の比率に基づいて給付</p>

(滬府発[2011]98号と滬府弁発[2012]51号を基に当行中国調査室整理)

③ アジア地区地域本部等への補助金給付

【表4】 アジア地区地域本部等への補助金給付

項目	滬府発[2011]98号	滬府弁発[2012]51号
新規に設立したアジア区地域本部	多国籍企業がアジア地区、アジア・太平洋地区或いは更に広い地域本部を設立し、且つ関連条件に合致する場合、関連規定に基づき、補助金を獲得することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 給付条件: 以下①～③の全ての条件を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 上海に新設した多国籍企業のアジア地区、アジア・太平洋地区或いは更に広い地域の本部 ② 従業員数が50名以上 ③ 親会社に任命された法定代表人及び本部職能に関連する主要高級管理者が上海に常駐 ■ 給付金額: 800万元の設立補助金 ■ 給付方式: 3年に分けて40%、30%、30%の比率に基づき給付
既存多国籍企業地域本部のアジア地区地域本部に昇格した場合		<ul style="list-style-type: none"> ■ 給付条件: 以下①～③の全ての条件を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 既に設立された多国籍企業地域本部がアジア地区、アジア・太平洋地区或いは更に広い地域の本部に昇格 ② 従業員数が50名以上 ③ 親会社に任命された法定代表人及び本部職能に関連する主要高級管理者が上海に常駐 ■ 給付金額: 300万元補助金 ■ 給付方式: 3年に分けて40%、30%、30%の比率に基づき給付
投資性公司地域本部持分統合の場合		上海市に重点的に導入された投資性公司地域本部の、内部持分統合によって発生したコストと費用に対して、市商務委員会と財政局及び関連部門が審査し、適切な補助金を給付

(滬府発[2011]98号と滬府弁発[2012]51号を基に当行中国調査室整理)

◇ 資金管理

滬府発[2011]98号は、地域本部による統一的な内部資金管理体制構築を奨励し、外貨資金運用の場合、条件に合致する地域本部は関連規定に基づき、多国籍企業外貨資金集中管理、域外貸付等試行業務に参加できると規定していますが、滬府弁発[2012]51号では、「関連部門は積極的に多国籍企業地域本部資金運用の新措置を模索する」との規定に止まり、一段と進んだ具体的な政策措置は明記されていません。

なお、クロスボーダー人民元業務につきましては、滬府発[2011]98号では言及しておりませんが、滬府弁発[2012]51号では下表の通り、多国籍企業地域本部による一部パイロット業務への参加を奨励する関連内容が追加されました。

【表5】クロスボーダー人民元業務に係わる多国籍企業地域本部への奨励事項関連

滬府発[2011]98号	滬府弁発[2012]51号
言及なし	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経常項目下の人民元業務フロー簡素化試行を展開 ■ 経常項目下の人民元支払・受取集中業務の展開を奨励 ■ 域外人民元決済センターを上海に設置することを支持 ■ クロスボーダー人民元資金集中管理の実現を模索

(滬府発[2011]98号と滬府弁発[2012]51号を基に当行中国調査室整理)

特に、「多国籍企業地域本部の経常項目下の人民元業務フロー簡素化試行を展開」と明記されている点からは、現在上海市の一部パイロット銀行とパイロット企業が行っている経常項目下の人民元業務フロー簡素化の試行が、今後多国籍企業地域本部まで拡大される可能性が推測できます。

◇通関の利便化

通関利便化について、滬府発[2011]98号は、「条件に合致する多国籍企業地域本部及びそれにより設立された研究開発センターに対して、税関と出入国検査検疫部門がその輸出入貨物に通関の利便を提供する」と規定していますが、滬府弁発[2012]51号では、「企業自社の研究開発用バイオ材料の輸入に対する検査・検疫改革試行範囲を徐々に拡大する」と、具体的な改革措置の方向性が示されました。

また、滬府発[2011]98号は、「地域本部が保税物流センターと配達センターを設立し、物流整合を行う場合、税関、外貨、輸出入検査検疫部門は関連の監督管理措置を簡便化する」と規定していますが、滬府弁発[2012]51号では、それを以下の通り具体化しました。

【表6】通関利便化関連手続

項目	滬府発[2011]98号	滬府弁発[2012]51号
事前分類、事前価格審査手続	地域本部が保税物流センターと配達センターを設立し、物流統合を行う場合、税関、外貨、輸出入検査検疫部門はそれに対する監督管理措置を利便化させる	■条件に合致する多国籍企業地域本部は、通関の事前分類および事前価格審査手続を行うことができる
集中通関・集中検査検疫		■信用クラスA類以上の多国籍企業地域本部は、上海所在の所轄子会社の輸入貨物(特別監督管理区域の輸出入は除く)を本部所在地の主管税関へ集中的に通関申請することができる。又、申請により検査・検疫主管部門に集中的に検査・検疫をすることができる
信用および分類管理レベルの昇格		■出入国検査検疫部門は、多国籍企業地域本部の申請に対し、検査資質の認可手続、並びに信用クラスおよび分類管理レベルの昇格認可を優先的に取扱う

(滬府発[2011]98号と滬府弁発[2012]51号を基に当行中国調査室整理)

◇人員移動

人員移動については、滬府弁発[2012]51号は、滬府発[2011]98号に規定されている出入国手続簡素化と就業許可手続簡素化関連内容を以下の通り具体化しました。

① 出入国手続簡素化

【表7】 出入国関連手続

人員	項目	滬府弁発[2012]51号
外国人籍人員	一時入国	<ul style="list-style-type: none"> ■複数回にわたって一時的に入国する必要がある外国籍人員の場合:1年のマルチビザを申請することができる ■複数回にわたって一時的に入国する必要がある外国籍高級管理人員とハイテク人材の場合:毎回の滞在期間が1年を超えない範囲内で、2~5年のマルチビザを申請することができる

長期居留	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多国籍企業地域本部の法定代表者、総経理、副総経理、財務総監の場合: 5年有効な外国人居留許可手続を行うこと ■ 部門経理の場合: 4年有効な外国人居留許可の手続を行うこと ■ 一般の外国籍従業員の場合: 3年有効な外国人居留許可の手続を行うこと ■ 多国籍企業地域本部に所属する企業(登録資本金は300万米ドル以上)の法定代表者、総経理、副総経理、財務総監の場合: 5年有効な外国人居留許可の手続を行うこと ■ 上記外国籍者の外国籍配偶者、父母および18歳未満の子女の場合: 上記人員と同期間の外国人居留許可の申請をすることができる 	
永久居留	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上海の多国籍企業地域本部の法定代表者など高級管理者の場合: 「外国人の中国永久居留審査認可管理弁法」に基づき、優先的に「外国人永久居留証」手続を行うこと 	
緊急時の上海訪問	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多国籍企業地域本部の招きを受けて、臨時に上海に来訪する外国籍従業員が、緊急な事由で中国の外国駐在大使館(領事館)で入国ポートビザを申請していない場合: 規定に従い上海市公安局出入国管理局ポートビザ発給部門への申請をすることができる 	
居住証(B証)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下のいずれかの人材及びその配偶者と18歳未満の高校生在籍の子女など随行人員の場合: 優先的に「上海市居住証」(B証)手続を行うこと ① 多国籍地域本部に採用された大学卒以上の学歴、または特別な才能を持ち、外国籍を取得した留学人員 ② 中国パスポートを所有するが、中国戸籍のない留学人員とその他の専門人材 ③ 香港、マカオ特別行政区の専門人材 ④ 台湾地区の専門人材 ⑤ 外国の専門人材 	
中国籍人員	香港、マカオ往来通行証	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中国籍従業員の場合: 複数回の出入国に有効な「香港・マカオ往来通行証」の申請可
	台湾往来通行証	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中国籍従業員: 台湾渡航に関わる書類及び国務院台湾弁公室の批准文書を提出する場合、「大陸居民台湾往来通行証」を優先的に申請可
	出国	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上海戸籍従業員は、上海市戸籍簿および本人確認証明書を持って、パスポートの申請をすることができる ■ 非上海戸籍従業員は、「上海市居住証」(人材採用タイプ)を持って、規定に基づき上海市公安局出入国管理局でパスポートの申請をすることができる

(滬府発[2011]98号と滬府弁発[2012]51号を基に当行中国調査室整理)

② 就業許可手続簡素化

【表8】 就業許可関連手続

項目	滬府弁発[2012]51号
外国籍人員	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国籍従業員がL、F、Xビザを持って入国し、上海市で就業する場合、外国人「就業許可証」の一括申請可。うち、外国籍高級管理人員とハイテク人員は「外国専門家証」の申請をすることができる
中国籍人員	<ul style="list-style-type: none"> ■ 非上海戸籍の従業員に対し、「上海市居住証」の申請に関わる便宜を提供する。 ■ 非上海戸籍の有能な人材を採用する場合(地域本部及びその投資先の研究開発センターを含む): 「上海市人材採用に関わる上海市常住戸籍申請試行弁法」に基づき上海市戸籍手続を行うこと

(「滬府弁発[2012]51号を基に当行中国調査室整理)

上述のように、滬府弁発[2012]51号は上海市の多国籍企業地域本部誘致政策を具体化したものであり、特に補助金の支給が新たな優遇措置として注目されています。補助金の支給対象には上海に設立された国・地域を跨る地域本部が追加され、支給範囲には投資性公司地域

本部の持分統合等が加わりました。また、クロスボーダー人民元業務に係わる経常項目下人民元業務フロー簡素化試行業務への多国籍企業本部の参与を奨励し、多国籍企業地域本部による人民元資金集中管理を模索すること等、多国籍地域本部の今後の機能強化に応じる政策上の調整が見られます。今後、これらの新政策を巡って追加の実施細則が公布される可能性がありますので、引き続き注目して参ります。

以上

以下は規定の原文と日本語訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p>关于《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》的实施意见</p> <p style="text-align: center;">沪府办发[2012]51号</p> <p>为更好地贯彻《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》(沪府发[2011]98号), 落实相关鼓励政策, 现制订实施意见如下:</p> <p>一、资助与奖励</p> <p>(一) 资助与奖励的标准</p> <p>1. 开办资助。</p> <p>对2008年7月7日以后在本市注册及迁入本市, 以投资性公司形式设立地区总部, 且员工数在10人以上的, 给与500万元人民币开办资助, 自注册或迁入本市的下一年度起, 分三年按40%、30%、30%的比例, 发放开办资助资金。</p> <p>2. 租房资助。</p> <p>对2008年7月7日以后在本市注册及迁入本市, 且员工数在10人以上的跨国公司地区总部, 租赁自用办公用房的, 以不超过1000平方米办公面积、每平方米每天不超过8元人民币的标准, 按租金的30%给予三年资助; 对购建自用办公用房的, 按租房资助的同等标准的三年总额, 给予一次性资金资助。</p> <p>跨国公司地区总部在享受资助期间, 不得将自用办公用房出租或转租, 不得改变办公用房的用途。违反上述规定出租、转租办公用房或改变办公用房用途的, 应退还已经获得的资助。</p> <p>3. 对跨国公司地区总部的奖励。</p> <p>对本市2008年7月7日以后认定为国家级跨国</p>	<p>「上海市多国籍企業地域本部の設立奨励に関する規定」についての実施意見</p> <p style="text-align: center;">滬府弁発[2012]51号</p> <p>「上海市多国籍企業地域本部設立の奨励に関する規定」(滬府発[2011]98号)をよりよく徹底し、関連の奨励政策を着実にするため、ここに以下の通り実施意見を制定する。</p> <p>一、補助金及び奨励金</p> <p>(一) 補助金及び奨励金の給付基準</p> <p>1、設立補助金</p> <p>2008年7月7日以降、上海市に登録及び転入し、投資性会社の形で設立された地域本部であり、且つ従業員数が10名以上の場合、500万元の設立補助金を給付する。</p> <p>上海市に登録或いは転入した翌年度から、3年に分けて40%、30%、30%の比率に基づき設立補助金を給付する。</p> <p>2、オフィス賃借補助金</p> <p>2008年7月7日以降、上海市に登録、及び転入し、且つ従業員数が10名以上である多国籍企業地域本部が、自社用オフィスを賃借する場合、オフィス面積が1000平方メートル以内、1平方メートルあたり1日8元を超えないという基準で、賃貸料の30%に基づき3年間の賃借補助金を給付する。自社用オフィスを購入・建設する場合、賃借補助金と同じ基準で、3年分の補助金総額を一括で給付する。</p> <p>多国籍企業地域本部は補助金を受ける期間中、自社用オフィスを賃貸・転貸したり、オフィスの用途を変更してはならない。上述の規定に違反して、オフィスを賃貸・転貸したり、用途変更した場合、既に取得した補助金を返還しなければならない。</p> <p>3、多国籍企業地域本部に対する奨励</p> <p>上海市において2008年7月7日以降に国家級多</p>

公司地区总部，且自认定年度起的年营业额首次超过 10 亿元人民币的投资性公司，或 2008 年 7 月 7 日以前认定为国家级跨国公司地区总部，且自 2008 年起年营业额首次超过 10 亿元人民币的投资性公司，给予 1000 万元人民币的一次性奖励。

对本市 2008 年 7 月 7 日以后认定为管理性公司地区总部，且自认定年度起的年营业额首次超过 5 亿元人民币的，或 2008 年 7 月 7 日以前认定为管理性公司地区总部，且自 2008 年起的年营业额首次超过 5 亿元人民币的，给予 500 万元人民币的一次性奖励。

对本市 2012 年 1 月 1 日以后认定为投资性公司地区总部，且自认定年度起的年营业额首次超过 10 亿元人民币的，或 2012 年 1 月 1 日以前认定的投资性公司地区总部，且自 2012 年起的年营业额首次超过 10 亿元人民币的，给予 500 万元人民币的一次性奖励。

奖励分三年按 40%、30%、30%的比例发放。

4. 对在沪跨国公司地区总部提升能级的资助。

在本市新设立的跨国公司亚洲区、亚太区或更大区域的总部，员工人数不少于 50 人，且母公司任命的法定代表人及与总部职能相关的主要高级管理人员常驻上海工作的，可获得 800 万元人民币的开办资助，分三年按 40%、30%、30%的比例发放。

已设立的跨国公司地区总部升级为亚洲区、亚太区或更大区域的总部，员工人数不少于 50 人，且母公司任命的法定代表人及与总部职能相关的主要高级管理人员常驻上海工作的，可获得 300 万元人民币的一次性资助。

国籍企業地域本部と認定され、且つ認定年度からの年間売上高が初めて 10 億元を超えた投資性公司、或いは、2008 年 7 月 7 日以前に国家級多国籍企業地域本部と認定され、且つ 2008 年以降に年間売上高が初めて 10 億元を超えた投資性公司に対して、1000 万元の補助金を一括で給付する。

上海市において 2008 年 7 月 7 日以降に管理性会社地域本部と認定され、且つ認定年度からの年間売上高が初めて 5 億元を超え、或いは、2008 年 7 月 7 日以前に管理性会社地域本部と認定され、且つ 2008 年以降に年間売上高が初めて 5 億元を超えた会社に対して、500 万元の補助金を一括で給付する。

上海市において 2012 年 1 月 1 日以降に投資性公司地域本部と認定され、且つ認定年度からの年間売上高が初めて 10 億元を超え、または、2012 年 1 月 1 日以前に投資性公司地域本部と認定され、且つ 2012 年以降に年間売上高が初めて 10 億元を超えた会社に対して、500 万元の補助金を一括で給付する。

補助金は 3 年に分けて 40%、30%、30%の比率に基づき給付する。

4、上海における多国籍企業地域本部の昇格に対する補助

上海に新設した多国籍企業のアジア地区、アジア・太平洋地区または更に広い地域の本部で、従業員数が 50 名以上、且つ親会社に任命された法定代表人及び本部職能に関連する主要高級管理者が上海に常駐する場合、800 万元の設立補助金を、3 年に分けて 40%、30%、30%の比率に基づいて給付する。

既に設立された多国籍企業地域本部がアジア地区、アジア・太平洋地区或いは更に広い地域の本部に昇格し、従業員数が 50 名以上、且つ親会社に任命された法定代表人及び本部職能に関連する主要高級管理者が上海に常駐する場合、300 万元の補助金を一括で給付する。

<p>5. 对投资性公司地区总部整合股权的资助。对本市需要重点引进的投资性公司地区总部因其内部股权整合而产生的成本和费用，经市商务委、市财政局和相关部门审定后，给予适当资助。</p> <p>(二) 资金的来源</p> <p>设立“上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金”(以下简称“专项资金”), 由市、区县两级财政分级负担。</p> <p>上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金使用和管理办法由市财政局和市商务委另行制定。</p> <p>二、资金管理</p> <p>鼓励投资性公司按《企业集团财务公司管理办法》设立财务公司，为其在中国境内的投资企业提供集中财务管理服务。</p> <p>便利跨国公司地区总部建立统一的境内资金管理体制，对自有资金实行集中管理。鼓励商业银行根据监管要求，积极为跨国公司地区总部提供所需要的资金清算代理服务。跨国公司地区总部、被控股企业(或被管理企业)与商业银行可签订三方协议，通过在该银行及其分支机构的银行结算账户，统一管理内部资金。商业银行应积极探索适应跨国公司地区总部资金管理要求的中间业务，并加强对业务的管理与控制，建立与该中间业务相适应的监控和报告信息系统，及时、准确、全面反映业务开展与风险状况。</p> <p>跨国公司地区总部涉及外汇资金运作的，按有关外汇管理规定执行。符合条件的跨国公司地区总部可按规定，参与跨国公司外汇资金集中管理、境外放款等试点业务。有关部门将积极</p>	<p>5、投資性公司地域本部の持分統合に対する補助。上海市に重点的に導入された投資性公司地域本部で、内部持分統合によって発生したコストと費用については、市商務委員会、市財政局及び関連部門の査定を経て、適切な補助金を給付する。</p> <p>(二) 資金の出所</p> <p>「上海市の多国籍企業地域本部の発展を奨励する専用資金」(以下、「専用資金」と略)を設立し、上海市と区県両級の財政により負担する。</p> <p>「専用資金」の使用と管理弁法は、市財政局及び商務委員会により別途制定する。</p> <p>二、資金管理</p> <p>投資性公司が「企業集団財務公司管理弁法」に基づき財務公司を設立し、その中国域内の投資先企業に集中財務管理サービスを提供することを奨励する。</p> <p>多国籍企業地域本部による統一的な域内資金管理体制の構築、自己資金の集中管理に対して便宜を図る。商業銀行が監督管理の要求に基づいて、多国籍企業地域本部に必要な資金クリアリングエージェントサービスを積極的に提供することを奨励する。多国籍企業地域本部、被支配企業(或いは被管理企業)は商業銀行と三者協議を締結し、当該銀行及びその支店の銀行決済口座を通じて、内部資金を統一管理することができる。商業銀行は多国籍企業地域本部の資金管理ニーズを適応する中間業務を積極的に模索すると同時に、業務管理とコントロールを強化し、当該中間業務に適応するモニタリング及び報告情報システムを構築し、遅滞なく正確且つ全面的に業務の展開及びリスク状況を反映させなければならない。</p> <p>多国籍企業地域本部が外貨資金運用に係わる場合、関連外貨管理規定に基づき執行する。条件に合致する多国籍企業地域本部は規定に基づき、多国籍企業資金集中管理、域外貸付等業務の試行に</p>
---	--

探索进一步便利跨国公司地区总部资金运作的新举措。

充分发挥本币优势，为跨国公司地区总部跨境使用人民币提供方便。开展跨国公司地区总部人民币经常项目下简化业务流程试点。鼓励跨国公司地区总部开展人民币经常项下集中收付业务。支持跨国公司将其人民币境外资金结算中心落户上海。探索跨国公司地区总部实现跨境人民币资金集合管理。

三、人员流动

(一) 简化出入境手续

1、临时入境

设在本市的跨国公司地区总部中需要多次临时入境的外籍人员，可申请一年多次入境有效的访问签证；其中需要多次临时入境的外籍高级管理人员和高科技人才，可申请2至5年多次入境有效、每次停留不超过1年的访问签证。

2、长期居留

(1) 跨国公司地区总部法定代表人、总经理、副总经理、财务总监可办理有效期5年的外国人居留许可，部门经理可办理有效期4年的外国人居留许可；一般外籍员工可办理有效期3年的外国人居留许可。

跨国公司地区总部所属注册资金达到300万美元以上企业的法定代表人、总经理、副总经理、财务总监可办理有效期5年的外国人居留许可，部门经理可办理有效期3年的外国人居留许可。

参与することができる。関連部門はさらに利便化された多国籍企業地域本部資金運用の新措置を積極的に模索する。

自国通貨の優位性を十分に発揮し、多国籍企業地域本部の人民币元使用のために利便性を提供する。多国籍企業地域本部の經常項目下の人民币元業務フロー簡素化試行を展開する。多国籍企業地域本部が經常項目下の支払・受取集中業務を展開することを奨励する。多国籍企業地域本部が人民币元域外決済センターを上海に設置することを支持する。多国籍企業地域本部のクロスボーダー人民币元資金集中管理の実現を模索する。

三、人員移動

(一) 出入国手続の簡素化

1、一時入国

上海市に設立された多国籍企業地域本部において、複数回にわたって一時入国する必要がある外国籍人員は、1年間に複数回の入国が有効なマルチビザを申請することができる。外国籍高級管理人員とハイテク人材は、毎回の滞在期間が1年を超えない範囲で、複数回の入国が有効な2年から5年のマルチビザを申請することができる。

2、長期居留

(1) 多国籍企業地域本部の法定代表者、総経理、副総経理、財務総監は、有効期間が5年の外国人居留許可の手続を行うことができる。部門経理は有効期間が4年の外国人居留許可の手続を行うことができる。一般の外国籍従業員は有効期間が3年の外国人居留許可の手続を行うことができる。

多国籍企業地域本部に所属する登録資本金が300万米ドル以上の企業の法定代表者、総経理、副総経理、財務総監は、有効期間が5年の外国人居留許可の手続を行うことができる。部門経理は有効期間が3年の外国人居留許可の手続を行うことができる。

<p>(2) 上述外籍人员的外籍配偶、父母及不满18周岁的子女，可申请与上述人员相同期限的外国人居留许可。</p> <p>3. 永久居留 在沪跨国公司地区总部的法定代表人等高级管理人员，可按《外国人在中国永久居留审批管理办法》，优先申办《外国人永久居留证》。</p> <p>4. 居住证B证 被跨国公司地区总部聘用的具有本科以上学历或者特殊才能的入外籍的留学人员，持中国护照但无中国户籍的留学人员和其他专业人才，香港、澳门特别行政区专业人才，台湾地区专业人才和外国专业人才及其配偶和未满18周岁或高中在读的子女等偕行人员，可优先申办《上海市居住证》（B证）。</p> <p>5. 紧急情况下来沪 对在沪跨国公司地区总部，可直接给予口岸签证商务备案单位资格。其邀请的临时来沪外籍人员如因紧急事由未及时在我驻外使领馆申办签证的，可按规定向市公安局出入境管理局口岸签证部门申请口岸签证。</p> <p>6. 办理健康证明 出入境检验检疫部门为跨国公司地区总部法定代表人以及与总部职能相关的高级管理人员办理健康证明提供绿色通道。</p> <p>7. 赴香港、澳门 因商务需要赴香港、澳门的跨国公司地区总部中的中国籍员工，可申办多次出入境有效</p>	<p>(2) 上記外国籍者の外国籍配偶者、父母および18歳未満の子女は、上記人員と同期間の外国人居留許可の申請を行うことができる。</p> <p>3. 永久居留 上海市の多国籍企業地域本部の法定代表者等高級管理者は、「外国人の中国永久居留審査認可管理弁法」に基づき、優先的に「外国人永久居留証」の申請手続を行うことができる。</p> <p>4. 居住証B証 多国籍地域本部に採用された大学卒以上の学歴、または特異な才能を持ち、外国籍を取得した留学、または中国のパスポートを保有するが、中国戸籍を有していない留学者とその他の専門人材、香港・マカオ特別行政区の専門人材、台湾地区の専門人材と外国の専門人材及びその配偶者と18歳未満の高等学校在籍の子女等の帯同人員は、優先的に「上海市居住証」(B証)の申請手続を行うことができる。</p> <p>5. 緊急時の上海訪問 上海市の多国籍企業地域本部に対して、「ポートビザ商務備案単位資格」を直接与えることができる。その招聘を受けて、臨時で上海に来訪する外国籍従業員が、緊急の事由で中国の外国駐在大使館・領事館で入国ビザを申請していない場合、規定に基づき上海市公安局出入国管理局ポートビザ発給部門へポートビザを申請することができる。</p> <p>6. 健康証明手続 出入国検査検疫部門は、多国籍企業地域本部の法定代表者および本部機能に関わる高級管理者のために、健康証明手続を行う優先ルートを提供する。</p> <p>7. 香港、マカオへの訪問 ビジネスのため香港、マカオへ赴く必要のある多国籍企業地域本部の中国籍従業員は、複数回</p>
--	---

<p>的《往来港澳通行证》。</p> <p>8、赴台湾 因商务需要赴台湾的跨国公司地区总部的中国籍员工，如提供入台旅行证件和国务院台办批件，可优先办理《大陆居民往来台湾通行证》。</p> <p>9、出国 因商务需要出国的跨国公司地区总部中的上海户籍员工，可凭本市户口簿、身份证申办护照；因商务需要出国的跨国公司地区总部中的外省市员工，可持《上海市居住证》（人才引进类），按规定向市公安局出入境管理局申办护照。</p> <p>（二）简化外籍人员就业许可手续 在沪跨国公司地区总部的外籍人员持 L、F、X 字签证入境，如在本市就业，可由跨国公司地区总部向市人力资源社会保障局申请一并办理外国人就业许可和《外国人就业证》。其中，外籍高级管理人员和高级技术人员可向市人力资源社会保障局（市外国专家局）申办《外国专家证》。</p> <p>（三）方便国内优秀人才的引进 人力资源主管部门和公安部门对在沪跨国公司地区总部引进的外省市员工办理《上海市居住证》提供便利。</p> <p>在沪跨国公司地区总部及地区总部投资设立的具有独立法人资格的研发中心引进的符合条件的外省市优秀人才，可按《上海市引进人才申办本市常住户口试行办法》，办理本市户籍。</p>	<p>の出入国が有効な「香港・マカオ往来通行证」を申請することができる。</p> <p>8、台湾への訪問 ビジネスのために台湾へ赴く必要のある多国籍企業地域本部の中国籍従業員が、台湾渡航に関わる書類及び国务院台湾弁公室の批准文書を提出した場合、「大陸居民台湾往来通行证」手続を優先して行うことができる。</p> <p>9、出国 ビジネスのために出国する必要のある多国籍企業地域本部の上海户籍従業員は、上海市户籍簿および本人確認証明書を持ってパスポートを申請することができる。ビジネスのために出国する必要のある多国籍企業地域本部の非上海户籍従業員は、「上海市居住证」（人材採用タイプ）を持って、規定に基づき上海市公安局出入国管理局でパスポートを申請することができる。</p> <p>（二）外国籍人員の就業許可手続簡素化 上海市の多国籍企業地域本部の外国籍従業員が L、F、X ビザを持って入国し、上海市で就業する場合、多国籍企業地域本部は市人力资源社会保障局に外国人就業許可と「外国人就業許可証」を一括で申請することができる。うち、外国籍高級管理人員とハイテク人材は市人力资源社会保障局（市外国専門家局）に「外国専門家証」を申請することができる。</p> <p>（三）国内の優能な人材の採用に関わる利便化 人力资源主管部门と公安部門は、上海の多国籍企業地域本部が採用した非上海户籍の従業員に対し、「上海市居住证」手続に便宜を提供する。</p> <p>上海の多国籍企業地域本部及び地域本部が投資設立した独立法人資格を持つ研究開発センターが、条件に合致する非上海户籍の優能な人材を採用する場合、「上海市人材採用に関わる同市常住户籍申請実行弁法」に基づき上海市户籍の手続を行</p>
--	---

<p>四、提供通关便利</p> <p>对符合条件的跨国公司地区总部及地区总部投资设立的具有独立法人资格的研发中心，海关和出入境检验检疫部门对其进出口货物提供通关便利，并逐步扩大企业进口研发自用生物材料的检验检疫改革试点范围。</p> <p>鼓励跨国公司设立物流分拨中心，以促进跨国公司集团内部企业的物流整合。符合条件的跨国公司地区总部可办理通关预归类和预审价手续。A类以上资信等级的跨国公司地区总部可为其在沪下属子公司的进口货物（除进出特殊监管区域外）集中向总部所在地主管海关报关，并可依申请向出入境检验检疫部门集中报检。出入境检验检疫部门对跨国公司地区总部凭申请优先办理报检资质审批，优先考虑提升信用及分类管理等级。海关、外汇管理、出入境检验检疫等部门将根据跨国公司地区总部物流运作模式的最新发展和需求，不断创新监管模式，探索便利化措施，以适应跨国公司地区总部业务的发展。</p> <p>本实施意见自印发之日起施行，有效期至2017年6月30日。2008年11月15日印发的《关于〈上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定〉若干实施意见》（沪府办发[2008]28号）同时废止。</p> <p style="text-align: right;">上海市商务委员会 上海市财政局 上海市人力资源和社会保障局 上海市公安局出入境管理局 中国人民银行上海分行</p>	<p>うことができる。</p> <p>四、通関の利便化</p> <p>条件に合致する多国籍企業地域本部及び地域本部が投資設立した独立法人資格を持つ研究開発センターに対して、税関と出入国検査検疫部門はその輸出入貨物に通関の便宜を提供し、企業の自社の研究開発用バイオ材料の輸入に対する検査・検疫改革試行範囲を徐々に拡大する。</p> <p>多国籍企業グループ内部企業の物流統合を促進するため、多国籍企業の物流配達センターを設立することを奨励する。条件に合致する多国籍企業地域本部は、通関の事前分類および事前価格審査手続きを行うことができる。信用クラスA類以上の多国籍企業地域本部は、上海所在の所轄子会社の輸入貨物（特別監督管理区域の輸出入は除く）を本部所在地の主管税関へ集中的に通関申請することができると共に、申請に基づき検査・検疫主管部門に検査・検疫を集中的に申請することができる。出入国検査検疫部門は、多国籍企業地域本部の申請に基づき優先的に検査資質審査批准の手続きを行い、信用および分類管理等級の昇格を優先的に考慮する。税関、外貨管理、出入国検査検疫等部門は、多国籍企業地域本部業務の発展に対応するため、多国籍企業の物流運営モデルの最新発展とニーズに基づき、監督管理モデルの革新を絶えず模索する。</p> <p>本实施意见は印刷配布日より施行し、有効期間は2017年6月30日となる。2008年11月15日に印刷発表した『『上海市の多国籍企業による地域本部の設立を奨励する規定』の若干实施意见』（滬府弁発[2008]28号）は同時に廃止する。</p> <p style="text-align: right;">上海市商務委員会 上海市財政局 上海市人力資源・社会保障局 上海市公安局出入国管理局 中国人民銀行上海支店</p>
--	--

国家外汇管理局上海市分局 上海海关 上海出入境检验检疫局 2012年7月28日	国家外貨管理局上海市分局 上海税関 上海出入国検査検疫局 二〇一二年七月二十八日
--	---

【日本語仮訳:三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214

邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233

上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250

丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255